

蘭越町原子力災害退避等措置計画



令和4年3月

蘭越町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の位置づけ	1
第2節 計画の性格	1
第2章 退避等措置計画の基本的事項	2
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方	2
第2節 緊急事態区分及び判断基準	2
第3節 緊急事態における防護措置等	3
第4節 防護措置決定の流れ	9
第5節 防護対策区域の状況	9
第6節 防護措置の事前準備	1 2
第3章 緊急事態における配備体制	1 3
第1節 事故発生通報の流れ	1 3
第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容	1 5
第4章 広報及び指示伝達	1 7
第1節 伝達手段	1 7
第2節 伝達経路	1 7
第3節 伝達内容	1 8
第5章 屋内退避	1 9
第1節 屋内退避の指示基準	1 9
第2節 屋内退避の指示等	1 9
第3節 屋内退避施設の開設、退避誘導等	2 0
第6章 避難等	2 4
第1節 避難等の指示基準	2 4
第2節 避難先等	2 4
第3節 要配慮者及び生徒等への対応	3 1
第4節 一時滞在者への対応	3 2
第7章 感染症対策	3 3
第8章 安定ヨウ素剤の服用	3 4
第9章 飲食物の摂取制限	3 5

第10章 救急医療体制	3 6
第11章 地域特性の考慮.....	3 7
別添1 緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて.....	3 8
別添2 OILと防護措置について.....	4 1
資料1 関係法令.....	4 1
資料2 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋.....	4 3
資料3 用語の説明.....	4 4

第1章 総 則

第1節 計画の位置づけ

この計画は、蘭越町地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「原子力防災計画編」という。）第2章第3節（避難収容活動体制の整備）に定める「退避等措置計画」であって、蘭越町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定める。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、原子力防災計画編とともに見直しを行う。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定める。

なお、情報連絡、住民等の屋内退避や避難、被災者生活に対する支援等の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性に基づく対応を図りつつ、原子力災害対策の特殊性を考慮した計画とする。

第2章 退避等措置計画の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1 避難等の目的

原子力災害の発生に際し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくから保護又は、それを低減するため、必要に応じ避難等の防護対策を講ずる。

2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがある。外部被ばくに関しては、大気中を移動し、地上に降下した放射性物質により被ばくすることから、線源からできるだけ距離を隔て、放射線を遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とする。

また、内部被ばくに関しては、大気中に浮遊している放射性物質を含む空気を吸ったり、接触したりすることにより、また、食物、ミルク、飲料水等の摂取を通して体内に入ることにより被ばくすることから、体内に取り込まないように必要な防護対策を講ずることを基本とする。

第2節 緊急事態区分及び判断基準

緊急事態区分及び泊発電所の状態に基づく緊急事態区分を判断するEAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）の枠組みについては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等によるものとし、その詳細については、別添1のとおりである
なお、事態の進展によっては、全面緊急事態〔原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条の原子力緊急事態〕に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

第3節 緊急事態における防護措置等

1 泊発電所の緊急事態区分に応じた防護措置等

泊発電所の緊急事態区分に応じた町の防護措置等については、次のとおりとする。

図表2-3-1 緊急事態区分に応じた防護措置等

緊急事態 区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護処置
情報 収集 事態	要員参集 (第1非常配備)	町の関係する防 災関係機関への 連絡	—	—
(E A L (A L)) 警戒 事態	- 要員参集 (第2非常配備) - 情報収集、連絡体制 の構築	事故等情報に 係る広報	緊急時モニ タリングの 実施	【屋内退避】 屋内退避準備
(E A L (S E)) 施設 敷地 緊急 事態	- 要員参集 (第3非常配備) - 緊急事態応急対策実 施体制の構築 国、道等との連携(オ フサイトセンター への職員派遣等)	- 住民等への情報 伝達 - 今後の情報につ いて住民等への 注意喚起	緊急時モニタリン グの実施	【屋内退避】 屋内退避準備
E A L (G E)) 全面 緊急 事態	- 要員参集 (第3非常配備) - 国及び道への応援要 請	住民等への情報 伝達	緊急時モニタリン グの実施	【屋内退避】 - 屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 - 安定ヨウ素剤の服用 準備(配付等) 【O I Lに基づく防護 措置への対応】 - 避難、一時移転、避 難退域時検査及び簡 易除染の準備(避 難・一時移転先、輸 送手段、当該検査及 び簡易除染場所の確 保等)

図 3－2－1 第1非常配備体制（初期活動体制）

担 当 課 名	所 掌 事 務
総 務 課	1. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 2. 庁内各課等との連絡調整 3. 気象情報の収集 4. 通信連絡設備の管理統制 5. 防災関係機関（羊蹄山ろく消防組合蘭越支署等）との連絡調整 6. 事故情報の収集、管理 7. その他必要に応じた対応

図 3 - 2 - 2 第 2 非常配置体制（警戒本部の組織及び所掌事務）

警戒本部長等		警戒本部員	所掌事務
警戒本部 本部長：町長 副本部長：副町長・教育長		庁内各課局長 羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	1 各班の指揮・総括 2 原子力災害対策の方針決定 3 災害対策本部の設置及び廃止
部名・部長	班名・班長	担当課（係）	所掌事務
総務部 長：総務課長 副：総務課参事	総務班 長：総務課主幹	総務課 総務係、財政係	1 関係（周辺）市町村との連絡調整 2 通信連絡設備の管理統制 3 庁内各課（警戒本部各部（班））等との連絡調整 4 気象情報の収集
	原子力警戒班 長：防災監	総務課 防災係	1 警戒本部の運営（警戒本部長・副本部長の補佐） 2 国、道及び泊発電所との連絡調整 3 緊急時モニタリング情報の収集 4 事故情報の収集、分析、管理 6 関係（周辺）市町村との連絡調整 6 防災関係機関への連絡及び協力要請
	情報・広報班 長：広報広聴係長	総務課 広報広聴係 まちづくり係	1 事故時情報の広報 2 住民等からの問合せ対応 3 報道機関との相互協力 4 被害記録の作成 5 その他必要に応じた対応
住民支援部 長：住民福祉課長 副：健康推進課長	支援班 長：住民福祉課長 健康衛生班 長：健康推進課長	住民福祉課 健康推進課	1 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2 防護対策等の体制準備 3 原子力災害医療・救護事業の体制準備 4 その他必要に応じた対応
モニタリング・被害調査部 長：税務課長	モニタリング班 長：商工労働観光課参事（主幹）	商工労働観光課	1 空中放射線量の測定及び報告 2 緊急モニタリングへの職員の派遣 3 環境資料の採取・調査
	被害調査班 長：税務課主幹	税務課	1 被害状況の調査準備 2 その他必要に応じた対応
建設水道対策部 長：建設課長 副：建設課主任技師	輸送班 長：建設課主任技師 副：管理係長	建設課	1 避難経路等の現状把握 2 冬季における避難経路の維持（除雪体制の確保） 3 防災関係機関に対する協力要請 4 防護対策等の体制準備 5 その他必要に応じた対応
経済対策部 長：農林水産課長 副：商工労働観光課長	農林水産班 長：農林水産課主幹 商工班 長：商工労働観光課参事（主幹）	農林水産課 商工労働観光課	1 防護対策等の体制準備 2 その他必要に応じた対応
文教対策部 長：教育次長	学校班 長：学務課主幹 施設班 長：生涯学習課主幹	教育委員会	1 学校教育施設との連絡調整 2 園児、児童生徒への対応、体制準備 3 屋内退避施設の開設準備 4 その他必要に応じた対応
救援部 長：羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	救護班 長：羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	羊蹄山ろく消防組合蘭越支署	1 住民等への広報 2 住民等の避難誘導準備 3 その他必要に応じた対応

図 3 - 2 - 3 第 3 非常配置体制（災害対策本部の組織及び所掌事務）

災害対策本部長等		災害対策本部員	所掌事務
災害対策本部 本部長：町長 副本部長：副町長・教育長		庁内各課局長 羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	1 各班の指揮・総括 2 原子力災害対策の方針決定 3 災害対策本部の設置及び廃止
部名・部長	班名・班長	担当課（係）	所掌事務
総務部 長：総務課長 副：総務課参事	総務班 長：総務課主幹	総務課 総務係、財政係 ・ 出納室	1 関係（周辺）市町村との連絡調整 2 通信連絡設備の管理統制 3 職員、防災資機材の動員、配置及び庁内各課（災害対策本部各部（班））等との連絡調整 4 気象情報の収集 5 オフサイトセンターへの職員派遣 6 災害対策に必要な経費の予算経理 7 災害対策用物品の出納 8 義援金の受入れ
	原子力対策班 長：防災監	総務課 防災係	1 災害対策本部の運営（災害対策本部長・副本部長の補佐） 2 国、道及び泊発電所との連絡調整 3 緊急時モニタリング情報の収集 4 事故情報の収集、分析、管理 5 テレビ電話会議システムの運用 6 関係（周辺）市町村との連絡調整 6 防災関係機関への連絡及び協力要請
	情報・広報班 長：広報広聴係長	総務課 広報広聴係 まちづくり係	1 事故時情報の広報 2 住民等相談窓口の設置と運営 3 報道機関との相互協力 4 被害記録の作成 5 被災地住民の登録
住民支援部 長：住民福祉課長 副：健康推進課長	支援班 長：住民福祉課長	住民福祉課	1 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2 屋内退避施設の開設支援、屋内退避者の収容支援 3 食品の調達・給与、炊き出し支援 4 生活必需品物資の調達・給与 5 ボランティアの受入
	健康衛生班 長：健康推進課長	健康推進課	1 原子力災害医療・救護事業の体制整備 2 安定ヨウ素剤の配布・服用指示 3 住人等の健康調査の実施 4 心身の健康相談体制の整備 5 原子力災害医療への協力
モニタリング・被害調査部 長：税務課長	モニタリング班 長：商工労働観光課参事（主幹）	商工労働観光課、 税務課	1 空中放射線量の測定及び報告 2 緊急モニタリングへの職員の派遣 3 環境資料の採取・調査
	被害調査班 長：税務課主幹	税務課	1 被害状況の調査 2 被災地住民の登録
建設水道対策部 長：建設課長 副：建設課主任技師	輸送班 長：建設課主任技師 副：管理係長	建設課	1 避難経路等の現状把握 2 冬季における避難経路の維持（除雪体制） 3 避難用バス等の調達・配車 4 バス集合場所の設置、管理 5 避難用バスの乗車者確認の準備
	給水班 長：水道技術管理者	建設課 上下水道工事係 上下水道事務係	1 飲料水の摂取制限の調査、検討 2 汚染飲料水の規制 3 給水対策
経済対策部 長：農林水産課長 副：商工労働観光課長	農林水産班 長：農林水産課主幹	農林水産課	1 農林畜産事業者からの問合せ対応 2 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査、検討 3 汚染農林畜産物の摂取・出荷規制 4 農林畜産物の流通対策
	商工班 長：商工労働観光課参事（主幹）	商工労働観光課	1 食品及び生活必需品物資の調達・給与 2 避難者等のための観光施設等の提供
文教対策部 長：教育次長	学校班 学務課主幹	教育委員会 学校給食センター 子育て支援センター	1 学校教育施設との連絡調整 2 園児、児童生徒の防護対策
	施設班 生涯学習課主幹		1 避難者等のための学校教育施設等の提供 2 屋内退避施設の開設支援 3 屋内退避者の受入れ支援
救援部 長：蘭越消防団長 副：羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	救護班 長：蘭越消防団長 副：羊蹄山ろく消防組合蘭越支署長	蘭越消防団 羊蹄山ろく消防組合蘭越支署	1 消防団員の招集、救援・救護活動 2 総務部との連携による住民等の広報 3 住民等の避難誘導

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

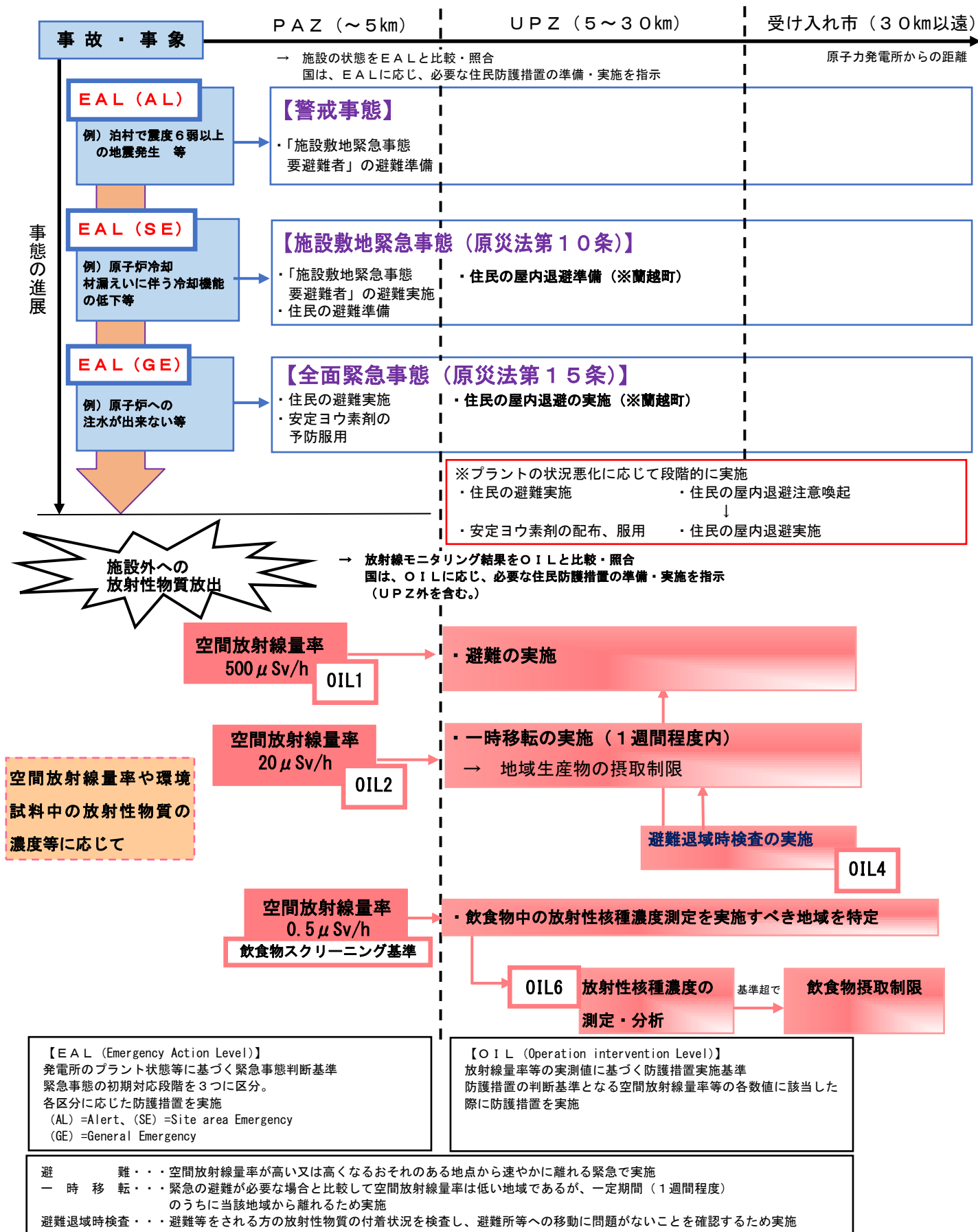
放射性物質による汚染状況の把握のため道が行う緊急時モニタリングから得られた全ての値を常時収集する。

なお、運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と防護措置については、別添 2 のとおりである。

図表 2－3－3 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

基準の種類		情報提供	モニタリング	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
	O I L 4	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
早期防護措置	O I L 2	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	O I L 6	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

図表 2-3-4 緊急時における防護措置の概要



資料：「原子力災害時における避難者受け入れに関するマニュアル」（ひな形）を加工して作成

第4節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定める緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の要請・指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、蘭越町原子力災害警戒本部長又は蘭越町原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

本部長は、国又は道から、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き指示の連絡等があったときは、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、防護対策を迅速かつ的確に実施する。

なお、放射性物質が放出された後は、国は、緊急地モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うにあたり、道及びUPZ内の該当町村に対して事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。

本部長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

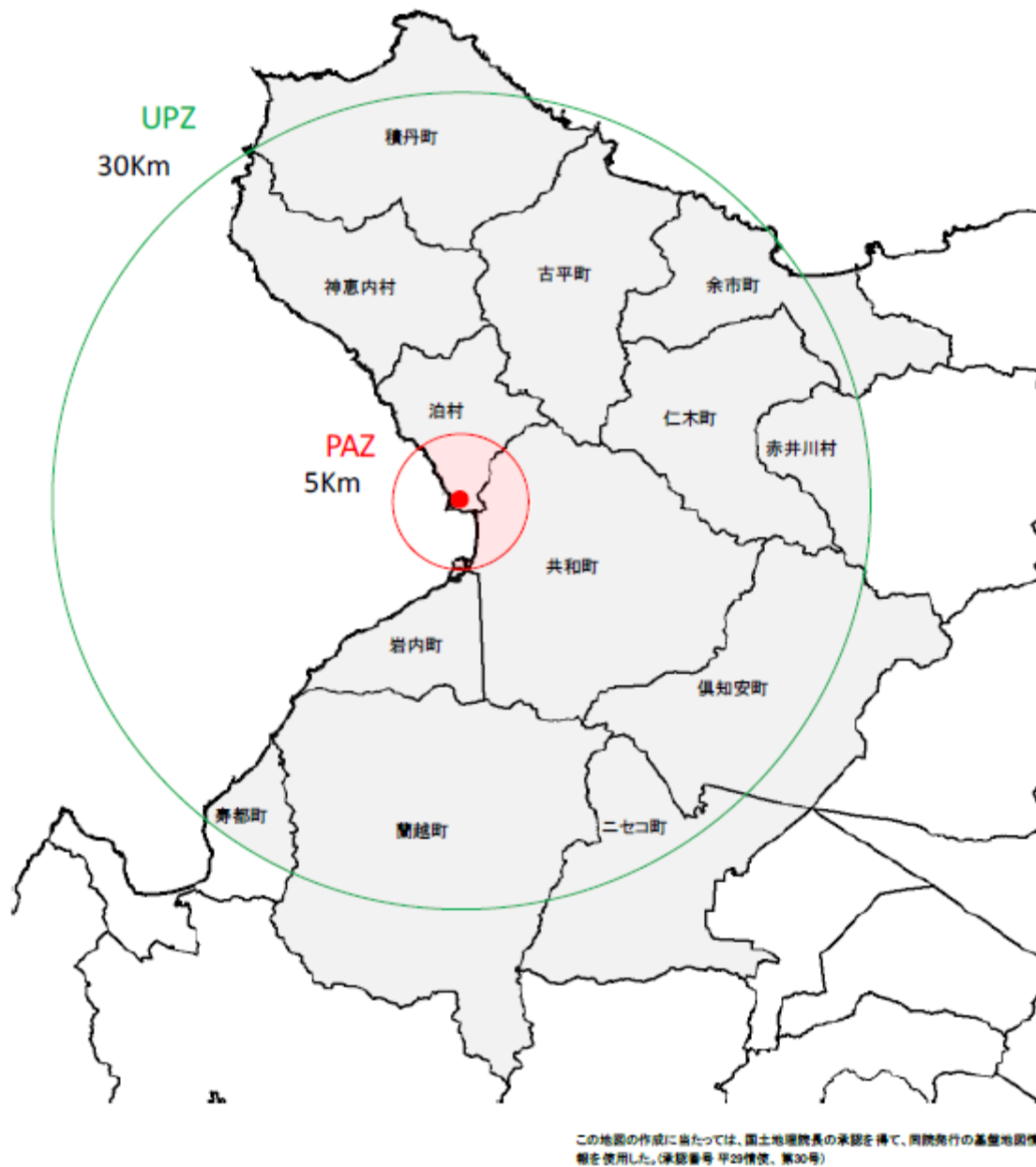
また、具体的な退避等の方法については、道と調整の上、原子力災害又は自然災害も含めた複合災害の状況を勘案して決定する。特に冬期間において退避等を決定する際には、広域分散型で少子高齢化が進む集落の現状を踏まえ、次の点に配慮する。

- ・退避所、避難所及びバス集合場所への集合を円滑に実施するために必要な除雪
- ・退避所又は避難所の暖房

第5節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図表2-5-1、図表2-5-2で示すとおりである。（本町は、全域が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）に該当）

図表 2-5-1 泊発電所周辺地域図（UPZ内）



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」（平成30年5月）

図表 2-5-2 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況（蘭越町）

令和3年4月1日現在

町 村 名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		要 配 慮 者 の 状 況						集 合 場 所 名	地区に所在する病院、 社会福祉施設(入所者 の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊 婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)			
蘭 越 町	SSE-20(チセヌプリトイレ横 駐車場)	日の出ヶ丘地区	82	130	62	68	7	8	0	12	0	日出ふれあいセンター		
		新見地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	SSE-26(旧湯里小学校)	湯里地区	58	116	59	57	4	9	2	7	8	日出ふれあいセンター		
	SSE-29(西富地区町民セ ンター)※ニセコ町	昆布地区	320	603	300	303	39	56	3	17	35	黄金地区共同利用集会所、昆 布活性化センター、昆布小学 校(重複)	昆布温泉病院 蘭越町高齢者生活福 祉センターこんぶ、蘭 越町通所介護事業所 こんぶ	
	S-34L(立川下地区)	立川地区	14	29	16	13	0	1	0	1	6	昆布小学校		
	S-26(蘭越町蘭越モニタリ ングポスト)	蘭越地区	964	1,947	931	1,016	66	217	6	22	89	蘭越上地域振興センター、旧 蘭越地区研修センター、豊 国上地区地域研修センター、 豊国下集会所、蘭越町総合体 育館、蘭越町民センターらぶ ちゃんホール、蘭越町山村開 発センター、蘭越町ふれあい プラザ21、蘭越小学校、蘭 越中学校、旧三和小学校(重 複)	こぶしホーム(児童福 祉施設)	
	S-27(淀川集会所)	大谷地区	295	542	257	285	22	77	3	0	25	法誓寺、蘭越町農村研修セ ンター、大谷団地集会所、淀 川コミュニティセンター、水 上地区集会所	特別養護老人ホーム 一灯園、北海愛星学 園(児童福祉施設)、 蘭越町高齢者グル ープホーム	
	S-23(蘭越町育苗施設)	三和地区	158	329	166	163	10	13	1	3	23	蘭越町地場産業振興コミュ ニティセンター、旧三和小学 校、三和へき地保健福祉館、 蘭越町克雪管理センター(重 複)		
	SSW-26(旧名駒小学校)	名駒地区	88	182	80	102	5	11	0	1	19	名駒地区生活改善センター		
	SSW-23(蘭越町御成モニ タリングポスト)	御成地区	52	110	59	51	1	6	0	0	20	旧御成小学校、御成地区生 活改善センター、初田地区集 会所		
	SSW-22(貝の館前)	港地区	88	152	75	77	3	7	0	0	21	蘭越町港直売センター		
	S-31(目名生活改善セン ター)	目名地区	187	349	171	178	8	25	1	0	40	目名地区生活改善センター、 旧目名小学校	蘭越町高齢者生活福 祉センターめな、蘭越 町通所介護事業所	
	S-34R(旧田下小学校)	田下地区	37	79	39	40	1	9	0	0	9	田下地区集会所		
	計			2,343	4,568	2,215	2,353	166	439	16	63	295		

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」から一部加工して作成

第6節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、要配慮者等を把握するとともに、屋内退避施設を定め、職員の中から屋内退避誘導責任者及び施設管理責任者をあらかじめ指定する（屋内退避施設及び責任者については、図表5－3－1のとおり。）。

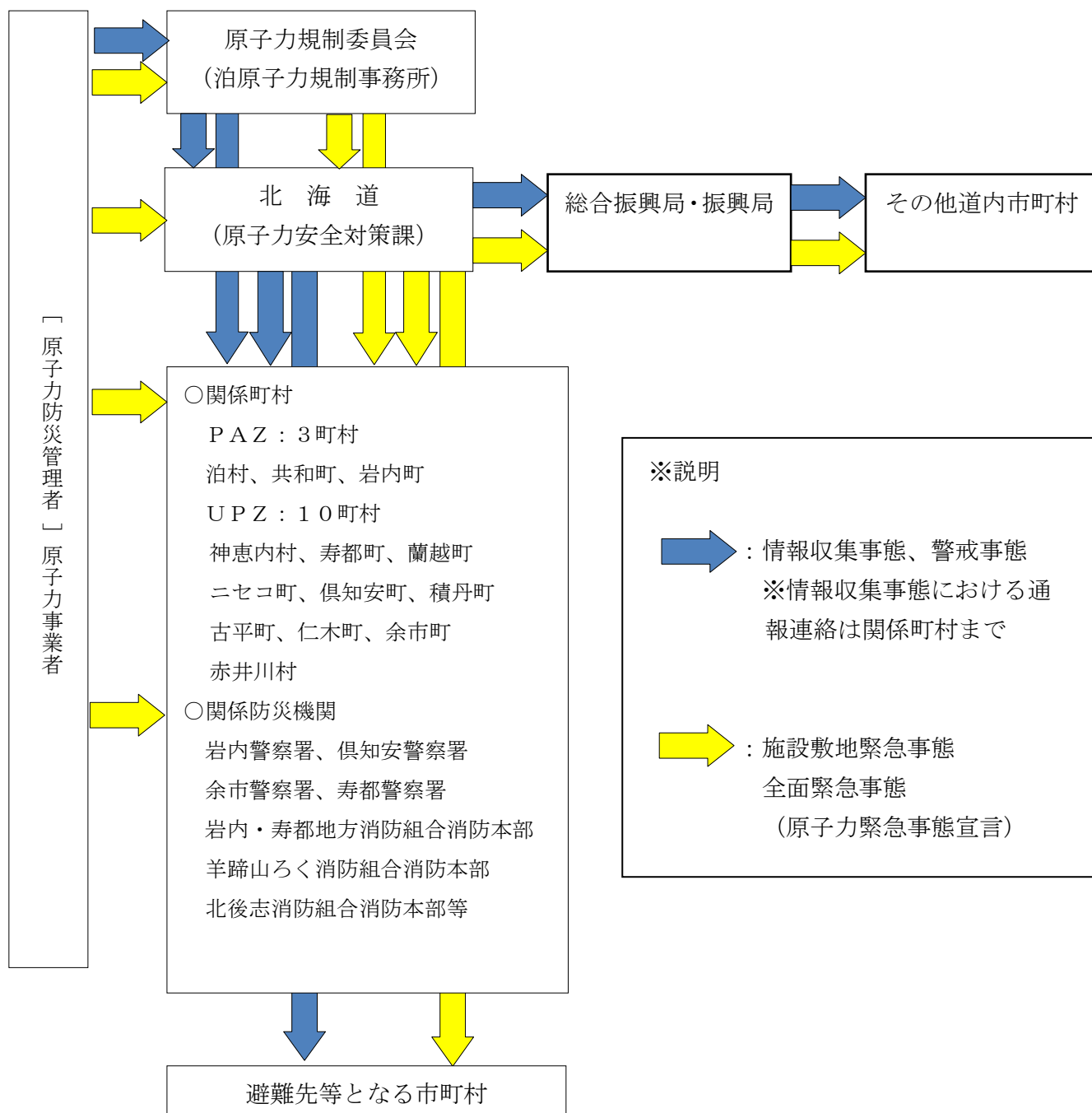
また、避難等はバス等による輸送、海上輸送、航空輸送、鉄道輸送のほか自家用車によるものとし、バス等や自家用車による避難予定者を事前に把握し、バス集合場所、避難先（一時滞在場所を含む。）を定めるとともに、あらかじめ職員の中から避難誘導責任者及び避難場所責任者を指定する（バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等については、図表6－2－1のとおり。）。

避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）及び簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）に関しては、道の原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映させる。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制



2 通報連絡手段

(1) 原子力事業者

一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話

(2) 原子力規制委員会（原子力規制事務所）

ネットワークスピーカー、ネットワークFAX

(3) 北海道・後志総合振興局

ネットワーク通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話

(4) 関係町村間

ネットワーク通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話

(5) 関係機関間

一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話

第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容

各事態における配備体制及び応急活動の内容は、次のとおりとする。

事態区分	体制区分	本部設置	緊急事態応急対策の内容
情報収集事態	第1非常配備体制	(初動体制)	[国及び道等との連携] ・国（原子力規制委員会及び原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 ・町の関係する防災関係機関への連絡（道と重複連絡にならないように要調整） [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 [住民広報] ・住民等からの問い合わせ対応
警戒事態 EAL（AL）	第2非常配備体制	災害警戒本部の設置	[国及び道等との連携] ・国、原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・モニタリング情報、気象情報の収集管理 [住民広報] ・事故等情報に係る広報（事故情報の広報による住民等への注意喚起） ・住民等からの問い合わせ対応 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングへの職員の派遣（事態の進展に備えた緊急時モニタリング体制の構築）

事態区分	体制区分	本部設置	緊急事態応急対策の内容
施設敷地緊急事態 EAL (SE) 「原災法10条」	第3 非常配備体制	災害対策本部の設置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 ・北海道現地災害対策本部（オフサイトセンター）への連絡員及び住民安全班要員の派遣 ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国への専門家の派遣要請等 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 [住民広報] ・事故等情報に係る広報（住民への帰宅や不要不急の外出を控えることを要請、一時滞在者に対するUPZ外への移動の呼び掛け） ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 【緊急時モニタリング】 ・緊急時モニタリングへの町担当職員の派遣準備 【防護措置】 ・屋内退避の準備（屋内退避措置の開設準備） ・行政区域内情報の収集、町内巡視及び応急対策 ・安定ヨウ素剤の配布準備 ※傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など（以下「要配慮者」という。）及び園児、児童生徒（以下「生徒等」という。）については、全面緊急事態以前に屋内退避の完了を目指す。
全面緊急事態 EAL (GE) 「原災法15条」	第3 非常配備体制	災害対策本部の設置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 ・北海道現地災害対策本部（オフサイトセンター）への連絡員及び原子力災害合同対策協議会住民安全班要員の派遣 ・国への専門家の要請 ・原子力被災者生活支援チームとの連携 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングへの町担当職員の派遣 [防護措置] ・屋内退避の実施（屋内退避施設の開設、住民等の受入れ） ・行政区域内情報の収集、避難誘導及び応急対策 ・緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置準備〔避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）〕 ・安定ヨウ素剤の配布、服用（緊急時モニタリング結果等に基づき、安定ヨウ素剤の配付及び服用を指示） ※事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様に避難等を指示

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

住民等への広報については、次により実施する。

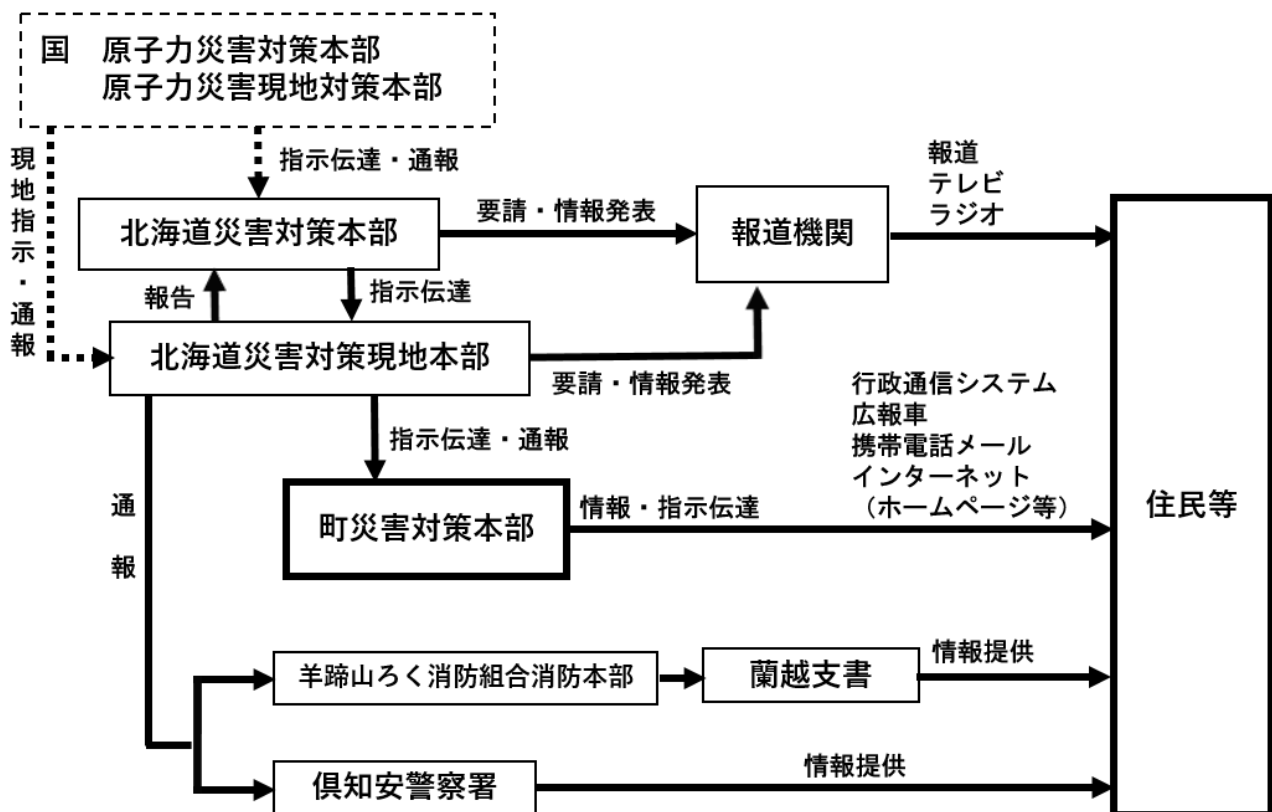
- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) 蘭越町行政通信システムによる放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリアメール）
- (5) インターネットを活用した広報（町ホームページ、フェイスブック）

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

住民等への広報については、次により実施する。

図表4-2-1 住人等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

町が行う住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等の取るべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う際には、住民等の被ばくリスクを低減するため、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）や緊急時モニタリング情報を的確に把握するなど、総合的かつ迅速に判断した上で実施する。

第2節 屋内退避の指示等

1 屋内退避の指示等

- (1) 屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとし、本部長は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関（俱知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに、協力を要請するものとする。

また、防護対策区域内の住民等に対しては、蘭越町行政通信システム、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて速やかに次の事項を指示する。

ア 住民等は、原則として屋内にとどまること。

イ 外出者は、速やかに帰宅すること。

ウ 直ちに帰宅が困難な場合は、最寄りの公共施設等（コンクリート施設）に退避すること。

エ PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。

- (2) 本部長は、第4章第1節に定める広報手段を用いて、災害の現況、気象などを含めた今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。
- (4) 本部長は、町教育委員会等と連携し、園児・児童生徒を迅速かつ安全に屋内退避させる。
- (5) 本部長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の屋内退避施設等で屋内退避させるものとし、町内の屋内退避施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。
- (6) 本部長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難等の実施を検討する。
- (7) 本部長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができる。

2 屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は顔や手を洗うこと。
- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ必要な物を用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、本部からの指示に従うこと。
- (9) 飼育動物（産業動物、愛玩動物）についても、可能な限り屋内退避させること。
- (10) 地震など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保を優先して対応すること。

第3節 屋内退避施設の開設、退避誘導等

屋内退避施設への退避については、自然災害により家屋が損傷するなど、家屋における屋内退避が困難な住民等を対象に、実施する。

なお、図表5-3-1に示す屋内退避施設のうち、民間施設においては、施設利用客が多数で利用できない場合は、他の公共施設等に変更するものとし、町内のコンクリート施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村のコンクリート施設等の利用について、道に調整を要請する。

1 屋内退避施設の開設、退避誘導

本部長は、屋内退避施設の開設、退避誘導等を次のとおり実施する。

- (1) 屋内退避施設の開設を決定したときは、防災関係機関（倶知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに、協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対しては、第4章第1節に定める広報手段を用いて屋内退避施設を開設したことを広報する。さらに、屋内退避施設への退避にあたって自家用車等の使用を指示する場合は、あらかじめ駐車場を周辺に確保する。
- (2) 屋内退避施設の開設を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮して屋内退避施設を指定し、退避誘導責任者等を派遣して退避者の保護にあたらせる。この場合において、退避は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合は、別に定めるルールにより、災害対策本部からの指示に従って使用するものとする。
- (3) 屋内退避施設への退避は、職員、消防職（団）員及び警察官の誘導のもとに実施する。
また、自力で退避できない傷病者等及び要配慮者については、特に配慮する。
- (4) 防護対策区域内の住民等の退避状況の確認を、消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行う。
- (5) 医療機関、福祉施設等要配慮者関連施設の入居者の屋内退避については、施設管理者と連携しながら行い、屋内退避施設での健康管理に十分配慮する。

2 屋内退避施設への退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避施設へ退避する住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 災害対策本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に備え必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス、水道（冬期間）の元栓を止めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

3 屋内退避誘導責任者のとるべき措置

- (1) 屋内退避誘導責任者は、災害対策本部から指示があった場合は、退避者の保護・確認を実施できるよう、また、災害対策本部との情報伝達手段を確保するなど、万全の体制を整える。
- (2) 屋内退避誘導責任者は、行政推進員等の協力を得て、住民等の確認を行う。
- (3) 屋内退避施設への誘導にあたっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図る。
- (4) 住民等の屋内退避施設への誘導が終了した場合は、屋内退避施設において施設管理責任者が実施する救護活動等に協力する。

4 施設管理責任者のとるべき措置

- (1) 施設管理責任者は、災害対策本部から屋内退避施設の開設指示があった場合は、直ちに屋内退避施設の開設を行い、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び記載事務等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 施設管理責任者は、次の事項を処理する。
 - ア 屋内退避施設へ受け入れた世帯数、人員等について、逐次災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供と適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - エ 災害対策本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ 屋内退避施設及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (3) 施設管理責任者は、屋内退避施設を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い屋内退避施設管理者の確認を受けるとともに、災害対策本部へ直ちに報告する。

5 住民等の留意事項

屋内退避施設において相互に扶助協力するとともに、屋内退避誘導責任者及び施設管理責任者の指示に従い、冷静に行動する。

6 屋内退避の解除がなされたときの措置

本部長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による本部か

らの指示伝達に留意すること。

(2) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(3) 本部から直接又は町内会長等を通じて配布される被災地住民登録票に必要な事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は町内会長等を通じて町に提出すること。

図表 5－3－1 屋内退避施設

令和3年4月1日現在

位	置	名	所 在 地	電話番号	防災 計画に 指定の 有無	構 造	収容可能 人員 (人)	施設管理 責任者	屋内退避 誘導責任者
南西	21	介護予防拠点センターみなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	無	鉄筋コンクリート造	115	町長が指名する者①	民生班長が指名する者①
南西	21	蘭越町港直売センター (道の駅「シェルプラザ・港」)	港町1390-1	0136-56-2700	有	鉄筋コンクリート造	30	町長が指名する者②	民生班長が指名する者②
南南東	24	交流促進センター雪秩父	蘭越町字湯里682	0136-58-2328	無	鉄筋コンクリート造	81	町長が指名する者③	民生班長が指名する者③
南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	有	鉄筋コンクリート造	1,102	町長が指名する者④	民生班長が指名する者④
南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	有	鉄筋コンクリート造	313	町長が指名する者⑤	民生班長が指名する者⑤
南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	無	鉄筋コンクリート造	427	町長が指名する者⑥	民生班長が指名する者⑥
南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	無	鉄筋コンクリート造	257	町長が指名する者⑦	民生班長が指名する者⑦
南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	有	鉄筋コンクリート造	1270	町長が指名する者⑧	民生班長が指名する者⑧
南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	有	鉄筋コンクリート造	256	町長が指名する者⑨	民生班長が指名する者⑨
南	26	蘭越町ふれあいプラザ21	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	有	鉄筋コンクリート造	65	町長が指名する者⑩	民生班長が指名する者⑩
南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	有	鉄筋コンクリート造	2373	町長が指名する者⑪	民生班長が指名する者⑪
南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	有	鉄筋コンクリート造	212	町長が指名する者⑫	民生班長が指名する者⑫
南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越町250-3	0136-57-5439	無	鉄筋コンクリート造	295	町長が指名する者⑬	民生班長が指名する者⑬
南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	有	鉄筋コンクリート造	139	町長が指名する者⑭	民生班長が指名する者⑭
南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	有	鉄筋コンクリート造	656	町長が指名する者⑮	民生班長が指名する者⑮
南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	無	鉄筋コンクリート造	393	町長が指名する者⑯	民生班長が指名する者⑯
南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	有	鉄筋コンクリート造	558	町長が指名する者⑰	民生班長が指名する者⑰
		小 計	37施設				8,427		

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」（平成30年5月）から一部加工して作成

コンクリート施設設置状況（参考資料）

令和3年4月1日現在

位 置		名 称	所 在 地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食
					数	面 積 (㎡)	収容可能	設備
方位	距離 番号						人員	の
							(人)	有無
南南東	24	交流促進センター 雪秩父	蘭越町字湯里682	0136-58-2328	3	163	81	有
南西	21	蘭越町港直売センター （道の駅「シェルプラザ・港」）	港町1390-1	0136-56-2700	1	60	30	有
南西	22	介護予防拠点センター みなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	4	281	115	有
南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	6	2,204	1,102	無
南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	4	626	313	有
南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越町250-3	0136-57-5439	9	590	295	有
南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	6	415	257	有
南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	6	423	212	有
南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	10	901	427	有
南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	6	511	256	有
南	26	蘭越町ふれあいプラザ 2 1	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	3	130	65	無
南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	23	2,540	1,270	有
南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	36	4,746	2,373	有
南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	3	278	139	有
南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	38	787	393	有
南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	14	1,311	656	有
南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	16	1,115	558	有
計		17 施設			188	17,081	8,542	

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」（平成30年5月）から一部加工して作成

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難又は一時移転（以下、「避難等」という。）のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング情報を把握するなど、避難が必要と判断されるときは、速やかに国及び道と協議する。

第2節 避難先等

1 避難等の準備

本部長は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言発出した場合後、又は国、道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行う。

2 避難等の指示等

- (1) 本部長は、避難等を決定したときは、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受け入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。

なお、旅館又はホテル等へ避難等をするまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難等が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に避難所の設置準備、避難者の受入準備を要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護に当たらせる。

- (2) 本部長は、避難等の実施にあたり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、道とともに屋内退避の検討を行う。ただし、地震・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させる。

3 避難等先、避難経路等

- (1) 避難経路の基本的な考え方

避難等に当たっては、放射性物質の放出状況など必要に応じて緊急時に設置される避難退域時検査場所において避難退域時検査を受けた後、一時滞在場所又は避難所へ移動することを基本とする。

- (2) バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等

避難等に係る地区別のバス集合場所（自家用車避難者を除く。）、避難先（一時滞在場所を含む。）、避難誘導責任者等は図表6-2-1のとおりとする。

図表 6-2-1 バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等

避難区域名	バス集合場所	避難誘導 責任者	一時滞在場所 避難先	避難所 責任者
日の出ヶ丘、湯里温泉 昆布温泉、湯里団地、日出	日出ふれあいセンター	別に定める。	○一時滞在場所 札幌市コンベン ションセンター ○避難先 札幌市 8施設(ホテル) (4, 586人) ※()は受入 可能数	別に定める。
黄金、黄金団地、黄金第2町内	黄金地区共同利用集会所			
温泉通1、温泉通2、 センターこんぶ、温泉病院	昆布活性化センター			
立川、湯里、学校通、局通 駅前通、昆布高台、昆布西	昆布小学校			
蘭越上、緑ヶ丘第2団地	蘭越上地域振興センター			
蘭越17	旧蘭越地区研修センター			
豊国上、豊国東	豊国上地区地域研修センター			
豊国下	豊国下集会所			
旭台、富岡1、富岡2	蘭越町克雪管理センター			
蘭越東、こぶし団地、曙1 曙2、土現公宅、ひまわり団地、 緑ヶ丘、蘭越17	蘭越町総合体育館			
蘭越3、蘭越4	蘭越町民センターらぶちゃんホール			
蘭越1、蘭越2、蘭越下	蘭越町山村開発センター			
蘭越1、蘭越2、蘭越下	蘭越町保健福祉センター			
蘭越12、蘭越13、蘭越14	蘭越町ふれあいプラザ21			
蘭越5、蘭越6、蘭越7、 蘭越10	蘭越小学校			
蘭越8、蘭越9、蘭越15 高校通、蘭越上	蘭越中学校			
大谷上、一灯園、愛星学園 グループホームらんこし	法誓寺			
大谷、大谷下、大谷中	蘭越町農村研修センター			
大谷団地	大谷団地集会所			
淀川上、淀川1、淀川2	淀川コミュニティセンター			
水上	水上地区集会所			
吉国	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター			
上里1、冷水、栄、 三和学校団地	蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里			
三和上、三和中、三和下	三和へき地保健福祉館			
三和上、三和中、三和下	三和一町内会会館			
名駒上、名駒下、清水、鮎川	名駒地区生活改善センター			
名駒上、名駒下、清水、鮎川	旧名駒小学校			
御成1、御成3	旧御成小学校			
御成1、御成3	御成地区生活改善センター			
共栄	共栄農事組合研修センター			
港	蘭越町港直売センター			
港	港分団消防会館			
港	介護予防拠点センターみなと			
初田	初田地区集会所			
讃岐、三笠、慶寿	目名地区生活改善センター			
目名北、目名上通、目名本通 目名東通、目名南通、相生、 相生1、相生2、相生3、 相生東、賀老	旧目名小学校			
貝川、田下1、田下2	田下地区集会所			

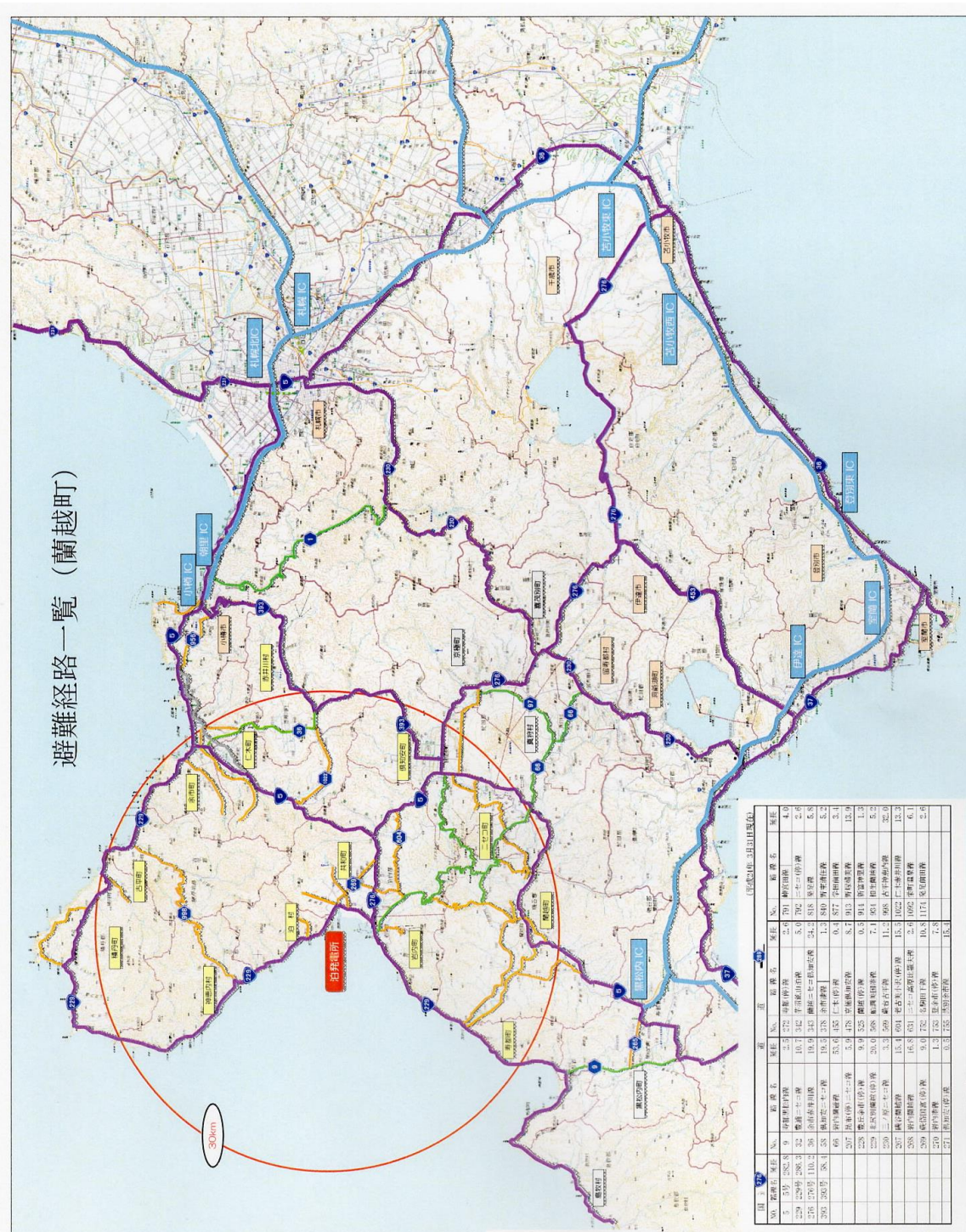
(3) 避難経路、避難退域時検査場所

バス等による避難経路は、次のとおりとする。

なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

また、避難退域時検査場所においては、道と連携し、避難住民等を対象とした避難退域時検査を行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行う。

避 難 難 經 路 一 覽



基本経路 国道5号→(道道66号→国道37号)→道央自動車道→札幌市

代替経路 国道5号→道道66号→国道230号→国道276号→国道453号
→札幌市

4 避難等の方法

- (1) 本部長は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて避難等を指示する。
- (2) 本部長は、住民等に対する避難等の措置の実施について、次により行うものとする。
 - ア 避難等のための集合場所、避難所及び避難経路を決定すること。
 - イ 住民等に対し地区ごとのバス集合場所又は避難所に集合するよう指示すること。
 - ウ 本部の手配した車両又は自家用車等により住民等を避難所に移動すること。
- (3) 本部長は、住民等に対し避難等を指示するときは、バス集合場所、避難所を指定し、職員等を派遣して避難者の保護に当たらせる。この場合において、住民等の集合は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合はあらかじめ定められたルールにより、本部からの指示に従って使用する。また、避難等は職員、消防職（団）員又は警察官の誘導のもとに実施する。
- (4) 本部長は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない傷病者等及び要配慮者の救出に特に留意するものとする。
- (5) 本部長は、バス集合場所から避難所への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保に努める。

なお、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、道及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施するものとする。

車両が不足した場合は、避難等を必要とする地区内の乗用自動車の所有者等の協力を受けるものとする。
- (6) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難等をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。
- (7) 本部長は、避難地区内の住民等の避難等の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。
- (8) 本部長は、町教育委員会等と連携し、園児・児童生徒を迅速かつ安全に避難等させるものとする。
- (9) 本部長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に避難または他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。
- (10) 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難等させるものとし、また、避難場所での健康管理に十分配慮するものとする。
- (11) 本部長は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、北海道及び防災関係機関とともに屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する

避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

5 避難等に関する住民等への指示事項

本部長は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) 本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (6) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (7) 自家用車等により避難等を実施する場合は、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- (8) バス集合場所から避難所までは、本部が手配した車両等により移動すること。

6 避難誘導責任者のとるべき措置

- (1) 避難誘導責任者は、本部から避難等の指示があった場合は、バス集合場所等へ速やかに移動し、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。
- (2) 避難誘導責任者は、バス集合場所において、行政推進員等協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両等に乗車させるものとする。
- (3) 避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。
- (4) 避難は、災害時要援護者等及び生徒等を優先的に避難等させるものとする。
- (5) 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (6) 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、要配慮者等の要求の把握に努めること。
 - エ 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ バス集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (7) 住民等の避難等の誘導が終了した場合は、住民等と避難等をし、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

7 避難所責任者のとるべき措置

- (1) 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所へ速やかに移動し、避難所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。
- (2) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 避難等を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - エ 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

8 住民等の留意事項

- (1) バス集合場所・避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。
- (2) 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。
- (3) 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

9 避難の解除がなされたときの措置

- (1) 避難所責任者は、本部長から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。
 - ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による本部からの指示伝達に留意すること。
 - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
 - ウ 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要事項を記載し、町長が指定する日時までに直接又は行政推進員等通じて町に提出すること。
- (2) 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該地区の集合場所に輸送するとともに、必要に応じて災害時要援護者等の帰宅支援を行うものとする。
- (3) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

第3節 要配慮者及び生徒等への対応

1 学校の児童・生徒、保育所の幼児

学校の児童・生徒、保育所の幼児の在学時において災害が発生した場合は、原則下校させるものとする。

ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

なお、事態が悪化し、生徒等が学校施設等に屋内退避中に避難等の指示があった場合、教職員等は、町が用意したバス等又は、国、道から支援を受けたバス等により未引き渡し生徒等とともに避難を行い、一時滞在場所で生徒等を保護者へ引き渡す。

2 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

バス等による避難等が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設等において、屋内退避を行う。

3 在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、コンクリート屋内退避施設等において、屋内退避を行うものとする。

4 外国人

災害情報や避難等の防護措置情報について、主要な外国語を用いて防災行政通信システム、緊急エリアメール、インターネット等を活用して広報する。

5 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

本部長は、避難等の指示があった区域内的の住民のうち、病院や社会福祉施設に在籍していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難等が困難な住民で、健康上の理由等から、避難等よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示する。

この場合、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護にあたらせる。

また、国及び道と協議の上、屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行う。

第4節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めることとし、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設等への避難を促すものとする。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

第7章 感染症対策

町は、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)第3章第6節に規定する「感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針」に基づき、道と連携して感染症対策を講ずるものとする。

第8章 安定ヨウ素剤の服用

知事は、UPZ内の住民等への安定ヨウ素剤の配付及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、避難等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤の配付並びに服用の指示を行うこととしている。

なお、本町は避難退域時検査場所に近接しているため、緊急配付が必要となった場合、道が設置している備蓄場所から発災時に道が指定する避難退域時検査場所に搬送の上、対象住民等に順次配付を実施することとしている。

本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時期及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第9章 飲食物の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第 10 章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関である J A 北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応する。

第 1 1 章 地域特性の考慮

この避難計画には、これまでの章で、原子力災害時における屋内退避や避難等について、全国全てに共通する事項に関し基本的な考え方や対応・対策を記述している。
この計画を実践的で実効性あるものにするためには、以上の共通の基本事項を踏まえつつ、地域のおかれた環境など特有な状況を考慮する必要がある。
この計画を策定するにあたって調査検討してきた、次の項目の視点を含めた内容を整理し、より具体的なかたちで反映させることとする。今後さらに検討を続けながら計画の充実を目指していくこととする。

- 1 住民等の生命と身体を守るため、災害関連死ゼロ、被ばく低減を目標として目指すこと。
- 2 地域の地理的・地形的な特徴、気象、交通・道路事情、住民の住居分布・居住形態、村落・コミュニティの生活実態などの特徴及び実情を反映させること。
- 3 災害時の対応は、通信回線の故障、情報が適宜に入らない、悪天候により避難等が困難な場合なども想定し、町独自に事故の状況を判断し、住民等が安全に屋内退避や避難等ができる体制を整えること。
- 4 次の項目について事前に準備するなど、災害時の対応に万全を期すこと。
 - (1) 災害時の情報の収集と通信手段の確保、周辺町村等との連絡体制の確立を図り、情報を基にした緊急時モニタリングの実施と住民に対する迅速な情報提供活動
 - (2) 災害対策本部の配置計画、気象や道路状況の判断基準、避難方向や避難路の選択、交通手段、避難状況の把握方法等の確立
 - (3) 日常的な住民のコミュニケーション活性化による地域活動の促進
 - (4) 原子力災害、放射線の危険性、被ばく回避方法などについて、理解を深めるための学習会・講演会・研修会などの実施及び住民向け冊子の発行
 - (5) 住民参加による地域ぐるみの避難訓練の実施
 - (6) 要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦）、生徒等、病院、介護施設など、援助を必要とする住民に対する特別の配慮
 - (7) 細胞分裂が活発な胎児、乳児、幼児、子どもが、大人に比べ放射線に何倍も敏感であること、それゆえに特別の防護措置が重要であること。
 - (8) 住民の要望、宿泊や観光など一時滞在施設の意見などの反映
- 5 町独自の避難等の判断は、町長の決断によることから、町職員向けマニュアルとともに、町長向けマニュアルを別途作成し、1年に1回以上の学習会などを通じて、原子力災害避難計画の内容を理解し、実践できるように徹底すること。
- 6 町独自の避難等の判断基準の詳細は別途定めること。
- 7 この章の内容については、必要に応じて計画本編とともに見直すとともに、新たな知見や最新の情報を反映できるよう継続的に改善に努めること。

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

別添 1 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。なお、泊発電所 1、2、3号機については、原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するまでの間は、次の 1. に該当する。

1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ 1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※ 3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※ 4 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ 5 の摂取を制限するとともに住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※ 9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ 6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ 7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ 8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※ 3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※ 4 ※ 3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※ 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。

※ 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※ 9 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※ 当該資料は、原子力災害対策指針で定める「O I L と防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

資料 1 関係法令

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号、平成30年 6 月27日一部改正）

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする日本の法律

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、平成29年 7 月14日一部改正）

原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする日本の法律

資料 2 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法第 5 条第 1 項（地域防災計画）

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◇ 災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

◇ 原子力災害対策特別措置法第 5 条（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の責務を遂行しなければならない

（注：災害対策基本法第 4 条第 1 項は都道府県の地域防災計画、第 5 条第 1 項は上記参照）

◇ 原子力災害対策特別措置法第10条（原子力防災管理者の通報義務等）

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法第15条（原子力緊急事態宣言等）

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第3項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

資料3 用語の説明

用語等	説明
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取り込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果があり、体内に放射性ヨウ素を取り込んだ後、服用しても効果はない。
屋内退避	原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点がある。建屋の有する遮へい効果は木造よりもコンクリート造の方が高い。有効な防護対策のためには屋内の気密性等が重要である。
オフサイトセンター	(緊急事態応急対策等拠点施設) オフサイトセンターは、原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、都道府県、市町村などの関係機関などが一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設。北海道においては北海道原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として指定している。
確定的影響	大量の放射線を受けた結果現れる、目に見えやすい人体への影響。受けた放射線の量が多いほど症状が重くなるような障害。症状の現れ方には個人差があるが、同じ程度の線量の放射線を浴びた人には、同じような症状が現れる。確定的影響には、急性の骨髄障害(白血病)、胎児発生の障害(精神遅延、小頭症)、白内障などが含まれる。
確率的影響	低い線量の放射線を受けた結果現れる人体への影響で、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えると仮定されている。確定的影響のように、直ちに影響が出るわけではなく、個人差もある。白血病は約5年、乳がんは約10年後などに症状が現れるため、晩発性障害といわれている。がんなどの発症はほかの原因と区別し、被ばくと障害の因果関係を証明することが難しいため、放射線の影響はしばしば否定される。
外部被ばく	身体の外側から放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線)を受けることをいう。 放射線を発生するものは、天然又は人工の放射性核種、放射線発生装置(医療用のX線、各種加速器)などがある。原発事故の場合は、空気中に浮遊する放射性微粒子や地上に降下・沈着した放射性物質から被ばくする。

用語等	説 明
原子力災害医療	原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難した住民、発災事業所従業員などを対象に、放射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置を行う。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築され、必要に応じて柔軟に使い分ける。被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体又は国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う必要がある。
警戒事態	泊村において震度6弱以上の地震が発生した場合、泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合、又は原子力施設で事故が発生し、その時点では公衆への放射線による影響やおそれが緊急なものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階
原子力災害	原子力災害特別措置法では、原子力緊急事態により国民の生命、身体及び財産に生じる被害
原子力緊急事態	原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態
原子力災害対策指針	原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるもので、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。この目的を達成するため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。 ○住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ○災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ○国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。
施設敷地緊急事態	（原災法第10条に基づく特定事象） 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化と、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、災害時要援護者等を対象とした避難を実施しなければならない。

用語等	説 明
シーベルト (記号はSv)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類によって人体が受ける影響が異なるため、それを考慮して決められる被ばく量を表す（等価線量も参照）。 日本人が自然界から受ける放射線量は、年間1人当たり平均1.5mSv程度（世界平均2.4mSv） 単位は、1Sv（シーベルト）＝1,000mSv（ミリシーベルト）＝1,000,000μSv（マイクロシーベルト）、1mSv＝1,000μSv
実効線量	人体が放射線を受けたときの影響は、臓器や組織によって感受性が異なるため、それを考慮し、臓器ごと組織ごとの影響（シーベルトにある係数を掛けた値）を全て足し合わせ、全身が被ばくしたとして求めた、被ばくの影響を表す量
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。 除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。
避難退域時検査	OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況等を確認することを目的として実施される検査。 検査の結果、OIL4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。
全面緊急事態	（原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言） 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様に避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。
等価線量	人体の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器が受けた吸収線量を補正したものである（単位は、シーベルト）。
内部被ばく	身体内に取り込んだ放射性物質からの放射線により臓器や組織が被ばくすること。放射性物質を体内に取り込む経路には、放射性物質を含む空気の吸入摂取、水、食物など経口摂取、皮膚表面からの経皮吸収がある。体内に取り込まれた放射性物質は種類により、長期にとどまるものと短期に排出されるものがある。例えば、甲状腺にはヨウ素が、骨にはストロンチウムが蓄積されるなど。

用語等	説 明
ベクレル (記号はBq)	放射能の量を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。
放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能を持っている原子(放射性核種という。)を含む物質を一般的に放射性物質という。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ(ワット数)」が放射能にあたる。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
モニタリング	本計画では、原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時環境放射線モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時環境放射線モニタリングがある。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等を基に、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。
EAL	(Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを観測ないし推測し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる段階(レベル)。観測可能な基準と施設の状態について事前に定められている。
OIL	(Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) 防護措置導入の判断に用いられる観測値などより求めた段階(レベル)。OILは、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路(外部、吸入、摂取)等を仮定して、包括的判断基準(個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表される判断基準)に相当する計測可能な値として導き出される。OILとしては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が用いられる。
PAZ	(Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域) 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。急速に進展する事故を考慮し、人体への重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域をいう。「原子力施設からおおむね5km」の範囲を目安としている。

用語等	説 明
U P Z	(Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域) 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。国際基準等に従って、確率的影響のリスクを低減するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（O I L）、緊急時活動レベル（E A L）等に基づき、屋内退避、安定ヨウ素剤の配布、服用等を準備する区域をいう。「原子力施設からおおむね30km」の範囲を目安としている。

蘭越町原子力災害退避等措置計画

発 行：平成 2 5 年 3 月
修 正：平成 2 5 年 9 月
修 正：平成 2 7 年 3 月
修 正：平成 3 1 年 3 月
修 正：令和 4 年 3 月

発行人
蘭越町防災会議

(事務局)

総務課企画防災対策室防災係

電 話：0136-55-7534

F A X：0136-57-5112